

[事案 23-107] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 1 月 31 日 裁定打切り

<事案の概要>

転換契約に際し、説明のないままに特約が外されて保障内容が悪くなったとして、転換を無効として元の契約を復旧することを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

保険料を安くするため、保有していた 2 契約につき、1 契約（終身保険）の解約と他契約（医療保険）の転換により、契約を 1 本化した。この際、自分が希望していないのに、2 つの特約が外され、保障内容が悪くなっていた。特約が外されていることについて説明がなく、特約の保障内容が継続されるものと誤信して手続したので、解約と転換契約を取消して、元の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人からの保険料負担を下げたいとの申し出を受け、保有 2 契約のうち 1 契約の減額を提案したが、減額手続に約 3 週間要することが申立人の希望に沿わなかったことから、早期に手続を完了するために、1 契約の解約と他契約の転換による 1 本化を行った。募集人は、転換に際して、2 つの特約が付加されないことを説明しており、申立てに応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、錯誤無効（民法 95 条）の主張と解し、当事者双方から提出された書面及び申立人・募集人からの事情聴取の内容に基づき審理した。申立人からの事情聴取の際に、申立人に対して、仮に申立人の申立が認められた場合には、現在の保険料との差額部分につき追加支払いが必要になる旨を伝えたところ、申立人は、保険料差額を負担してまで本件申立を維持する意思がないことを明らかにした。

そこで、裁定審査会は、本件申立には「裁定を行うに適當でない事情」が存在するものと認め、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項第 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにして、裁定手続を打ち切ることとした。